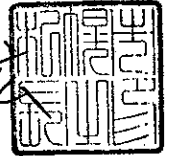


札幌市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月11日

札幌市長

秋元 克 本



札幌市条例第44号

札幌市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

札幌市議会個人情報保護条例（令和4年条例第46号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。
- (2) 第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。
- (3) 第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条第10項及び第12条第5項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号の政令で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。